

令和 3 年 9 月 1 2 日 執行
えびの市議会議員選挙
えびの市長選挙

選挙運動の公費負担について

選挙運動用自動車
選挙運動用ビラ
選挙運動用ポスター

えびの市選挙管理委員会

は じ め に

この手引は、候補者の選挙運動費用の一部を「えびの市議会議員及びえびの市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の規定に基づき公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明し、併せて届出に必要な様式を示したものです。

候補者及び候補者と契約を締結した契約業者等は、この手引の説明要領により間違いのないよう手続をしてください。

公費負担の請求に関する注意

近年、公費負担の請求に際し下記のような請求がなされ、住民監査請求や訴訟となった事例があります。請求に当たっては、実績に基づき適正に行っていただきますようお願いいたします。

（事例）

- ・選挙運動用自動車の燃料代請求に選挙運動期間外で使用した車の燃料代が算入されていた。
- ・選挙運動用自動車の燃料代請求に事務関係者が使用した選挙運動用自動車以外の車の燃料代が算入されていた。
- ・本来作成に要した費用以上の額でポスター作成費の請求が行われていた。（作成枚数が95枚以上（限度枚数以上）、作成単価の水増し請求、ポスター作成以外の費用を含んだ請求など）

目 次

1 公費負担の対象	1
2 対象となる候補者	1
3 公費負担限度額	1
4 公費負担の手続	2
5 公費負担の手続の流れ	4
(1)選挙運動用自動車（ハイヤー、タクシーの借上げ）の場合	4
(2)選挙運動用自動車（自動車の借入れ）の場合	5
(3)選挙運動用自動車（燃料代）の場合	6
(4)選挙運動用自動車（運転手の報酬）の場合	7
(5)選挙運動用ビラの作成の場合	8
(6)選挙運動用ポスターの作成の場合	9

1 公費負担の対象

- ・選挙運動用自動車の使用料
- ・選挙運動用ビラ作成料
- ・選挙運動用ポスター作成料

2 公費負担の対象となる候補者

供託物没収点以上の得票を得た候補者。供託物没収者については、公費負担はなく、費用の全てが自己負担となります。

$$\text{供託物没収点（市長選挙）} = \text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$$

$$\text{供託物没収点（市議会議員選挙）} = \frac{\text{有効投票総数}}{\text{議員定数（14）}} \times \frac{1}{10}$$

参考 供託金の額 市長候補者：100万円、市議会議員候補者：30万円

3 公費負担限度額

区 分			公費負担の対象	公費負担の限度額	備 考
選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用	1. 一般旅客運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日1台に限る)	1日 64,500 円×7日 =451,500 円	1の契約と2の契約は選択
	2. 1 以外の契約	自動車の借入れ契約 (レンタル、個人、会社等からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日1台に限る)	1日 15,800 円×7日 =110,600 円	
		燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日 7,560 円×7日 =52,920 円	
		運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日1人に限る)	1日 12,500 円×7日 =87,500 円	
選挙運動用ビラの作成			選挙運動用ビラの作成単価に作成枚数を乗じた金額	【市議】7 円 51 銭×4,000 枚=30,040 円 (2 種類以内) 【市長】7 円 51 銭×16,000 枚=120,160 円 (2 種類以内)	
選挙運動用ポスターの作成			選挙運動用ポスターの作成単価に作成枚数を乗じた金額	単価限度額 3,795 円 枚数限度 95 枚 支払限度額 360,525 円 計算式は別掲のとおり	

(別掲) ポスター作成の公費負担限度額

ア 作成単価の限度額

$$\frac{310,500\text{円} + 525\text{円}6\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}(95)}{\text{ポスター掲示場数}(95)} \div 3,795\text{円}$$

イ 作成枚数の限度 ポスター掲示場数(95箇所) 95枚

ウ 支払金額の限度額 上記アの単価 × 上記イの枚数 = 360,525円

4 公費負担の手続

(1) 契約締結の届出

候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、その旨を直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、契約書の写しを添えてえびの市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）に届け出なければなりません。

(2) 確認申請

契約のうち、「燃料の供給」、「ビラの作成」及び「ポスターの作成」については、確認申請を行わなければなりません。

ア 申請の時期

[燃料] については、全ての燃料の供給が終わった後に、[ビラ]、[ポスター] については、印刷が終了した後に、契約の相手ごとにそれぞれ申請してください。複数の業者との契約の場合には、それぞれ申請してください。

イ 届出先

市選管に直接持参してください。

ウ 確認書の交付

申請に基づき市選管から「確認書」を交付しますので、直ちに契約業者等に提出してください。

この「確認書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(3) 証明書の交付

候補者は、契約を締結した業者等ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、当該業者等に交付（1部）しなければなりません。

この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、市選管が業者等に直接支払います。

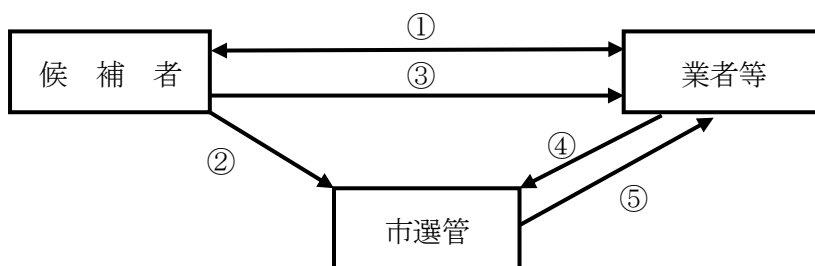
請求書は、契約書ごとに作成し、必要書類を添付（下記一覧参照）の上、市選管に提出してください。

請求する際に必要な提出書類

区 分		提出書類
選挙運動用自動車の使用	一般旅客運送事業者との契約による場合	請求書 様式集 5-3 請求内訳書 様式集 5-4 選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 様式集 5-2
	上記以外の場合	
	自動車の借入れ	請求書 様式集 5-3 請求内訳書 様式集 5-5 選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 様式集 5-2
	燃料代	請求書 様式集 5-8 請求内訳書 様式集 5-9 選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 様式集 5-6 自動車燃料代確認書 【市選管が候補者に交付する書類】 給油伝票の写し
	運転手の報酬	請求書 様式集 5-11 請求内訳書 様式集 5-12 選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 様式集 5-10
選挙運動用ビラの作成		請求書 様式集 6-5 請求内訳書 様式集 6-6 ビラ作成証明書 様式集 6-3 ビラ作成枚数確認書 【市選管が候補者に交付する書類】
選挙運動用ポスターの作成		請求書 様式集 7-4 請求内訳書 様式集 7-5 ポスター作成証明書 様式集 7-2 ポスター作成枚数確認書 【市選管が候補者に交付する書類】

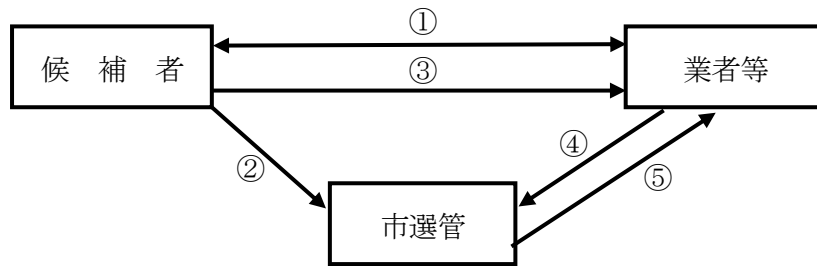
5 公費負担の手続の流れ

(1) 選挙運動用自動車（ハイヤー、タクシーの借上げ）の場合



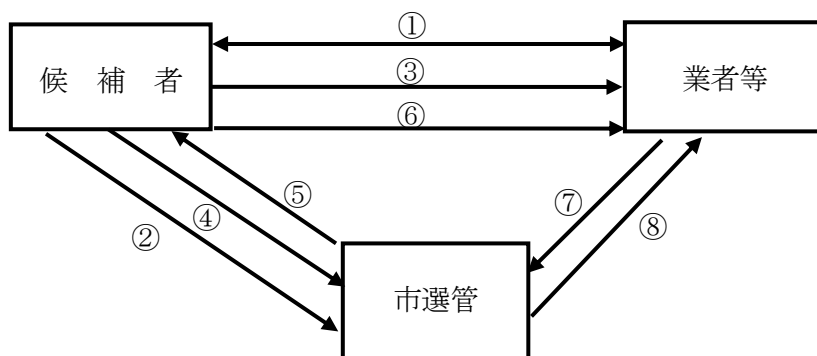
手続きの順序	必要な書類	内 容 説 明
①有償契約の締結	契約書	候補者と業者等の間で契約を締結します。
②契約の届出	選挙運動用自動車の使用の契約届出書：様式集 5－1 契約書の写し	候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。
③使用証明書の交付	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）：様式集 5－2	候補者は、業者等へ使用した実績を証明するため、「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」を交付します。
④費用の請求	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）：様式集 5－2 請求書（選挙運動用自動車の使用）：様式集 5－3 請求内訳書（ハイヤー・タクシー方式）：様式集 5－4	業者等は、候補者が交付した「選挙運動用自動車証明書（自動車）」を添付して、市選管へ請求書を提出します。
⑤支払い		市から直接業者等の口座へ請求額を支払います。

(2) 選挙運動用自動車（自動車の借入れ）の場合



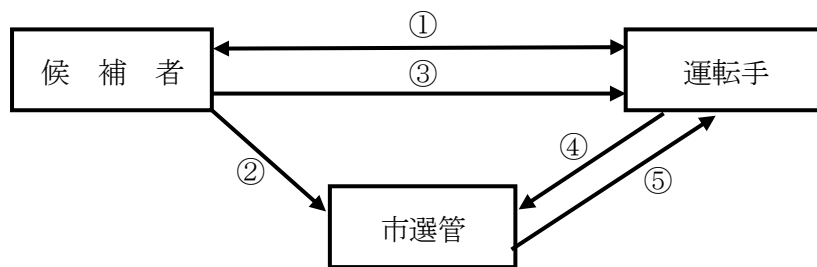
手続きの順序	必要な書類	内 容 説 明
①有償契約の締結	契約書	候補者と業者等の間で契約を締結します。
②契約の届出	選挙運動用自動車の使用の契約届出書：様式集 5－1 契約書の写し	候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。
③使用証明書の交付	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）：様式集 5－2	候補者は、業者等へ使用した実績を証明するため、「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」を交付します。
④費用の請求	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）：様式集 5－2 請求書（選挙運動用自動車の使用）：様式集 5－3 請求内訳書（自動車の借入れ方式）：様式集 5－5	業者等は、候補者が交付した「選挙運動用自動車証明書（自動車）」を添付して、市選管へ請求書を提出します。
⑤支払い		市から直接業者等の口座へ請求額を支払います。

(3) 選挙運動用自動車（燃料代）の場合



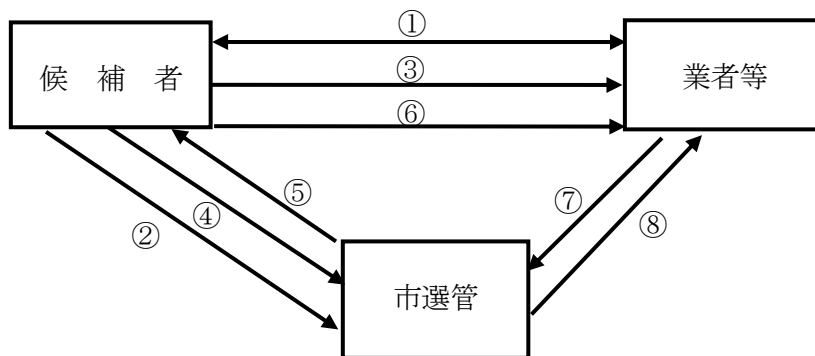
手続きの順序	必要な書類	内 容 説 明
①有償契約の締結	契約書	候補者と業者等の間で契約を締結します。
②契約の届出	選挙運動用自動車の使用の契約届出書：様式集 5－1 契約書の写し	候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。
③使用証明書の交付	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）：様式集 5－6	候補者は、業者等へ使用した実績を証明するため、「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」を交付します。
④確認申請	自動車燃料代確認申請書：様式集 5－7	候補者は、公費負担の対象となるものの確認のため、「自動車燃料代確認申請書」を市選管へ提出します。
⑤確認書の交付		市選管は、公費負担の限度額の範囲内であることを確認し、候補者へ「自動車燃料代確認書」を交付します。
⑥確認書の提出	自動車燃料代確認書 （市選管が候補者に交付する書類）	候補者は、市選管から交付された「自動車燃料代確認書」を業者等へ提出します。
⑦費用の請求	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）：様式集 5－6 自動車燃料代確認書 請求書（燃料）：様式集 5－8 請求内訳書（燃料）：様式集 5－9 給油伝票の写し	業者等は、候補者から受け取った「自動車燃料代確認書」、「選挙用自動車使用証明書（燃料）」、「給油伝票の写し」を添付して、市選管へ請求書を提出します。
⑧支払い		市から直接業者等の口座へ請求額を支払います。

(4) 選挙運動用自動車（運転手の報酬）の場合



手続きの順序	必要な書類	内 容 説 明
①有償契約の締結	契約書	候補者と運転手の間で契約を締結します。
②契約の届出	選挙運動用自動車の使用の契約届出書：様式集 5－1 契約書の写し	候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。
③使用証明書の交付	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）：様式集 5－10	候補者は、運転手を使用した実績を証明するため、「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」を交付します。
④費用の請求	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）：様式集 5－10 請求書（運転手）：様式集 5－11 請求内訳書（運転手）：様式集 5－12	運転手は、候補者が交付した「選挙運動用自動車証明書（運転手）」を添付して、市選管へ請求書を提出します。
⑤支払い		市から直接運転手の口座へ請求額を支払います。

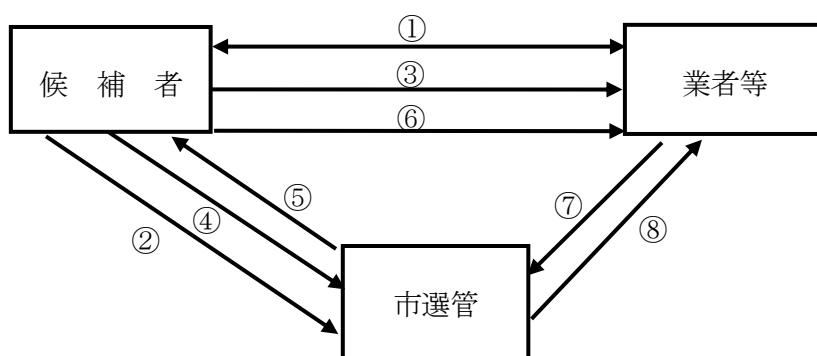
(5) 選挙運動用ビラの作成の場合



手続きの順序	必要な書類	内 容 説 明
①有償契約の締結	契約書	候補者と業者等の間で契約を締結します。
②契約の届出	ビラ作成契約届出書：様式集 6－1 契約書の写し	候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。
③作成証明書の交付	ビラ作成証明書：様式集 6－3	候補者は、業者等へ使用した実績を証明するため「ビラ作成証明書」を交付します。
④確認申請	ビラ作成枚数確認申請書：様式集 6－4	候補者は、公費負担の対象となるものの確認のため、「ビラ作成枚数確認申請書」を市選管へ提出します。
⑤確認書の交付		市選管は、公費負担の限度額の範囲内であることを確認し、候補者へ「ビラ作成枚数確認書」を交付します。
⑥確認書の提出	ビラ作成枚数確認書 (市選管が候補者へ交付する書類)	候補者は、市選管から交付された「ビラ作成枚数確認書」を業者等へ提出します。
⑦費用の請求	ビラ作成証明書：様式集 6－3 ビラ作成枚数確認書 請求書（ビラの作成）：様式集 6－5 請求内訳書（ビラの作成）：様式集 6－6	業者等は、候補者から受け取った「ビラ作成枚数確認書」、「ビラ作成証明書」を添付して、市選管へ請求書を提出します。
⑧支払い		市から直接業者等の口座へ請求額を支払います。

注意：選挙運動用ビラを頒布する前に「選挙運動用ビラ届出書」（様式集 6－2）とビラの見本 1 枚を市選管に提出してください。ビラを確認後、証票を交付します。

(6) 選挙運動用ポスターの作成の場合



手続きの順序	必要な書類	内 容 説 明
①有償契約の締結	契約書	候補者と業者等の間で契約を締結します。
②契約の届出	ポスター作成契約届出書：様式集 7－1 契約書の写し	候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。
③作成証明書の交付	ポスター作成証明書：様式集 7－2	候補者は、業者等へ使用した実績を証明するため「ポスター作成証明書」を交付します。
④確認申請	ポスター作成枚数確認申請書：様式集 7－3	候補者は、公費負担の対象となるものの確認のため、「ポスター作成枚数確認申請書」を市選管へ提出します。
⑤確認書の交付		市選管は、公費負担の限度額の範囲内であることを確認し、候補者へ「ポスター作成枚数確認書」を交付します。
⑥確認書の提出	ポスター作成枚数確認書 (市選管が候補者に交付する書類)	候補者は、市選管から交付された「ポスター作成枚数確認書」を業者等へ提出します。
⑦費用の請求	ポスター作成証明書：様式集 7－2 ポスター作成枚数確認書 請求書 (ポスターの作成)：様式集 7－4 請求内訳書 (ポスターの作成)：様式集 7－5	業者等は、候補者から受け取った「ポスター作成枚数確認書」、「ポスター作成証明書」を添付して、市選管へ請求書を提出します。
⑧支払い		市から直接業者等の口座へ請求額を支払います。